平成 士 年 五月· 日

増 千 刊 百 十 (1)

目

次

教育委員会

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則及び福岡県教育庁組織

規則の 部を改正する規則

(教育庁総務課)

教育委員会

する規則を制定し、ここに公布する。 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則及び福岡県教育庁組織規則の一部を改正

平成二十二年五月十七日

福岡県教育委員会規則第九号

福岡県教育委員会

部を改正する規則

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則及び福岡県教育庁組織規則の

(福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正)

規則第六号) の一部を次のように改正する

福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則

(昭和四十二年福岡県教育委員会

第一

条

第二条第十三号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」 を加え、 「受給資格及び

を 「受給資格並びに」 に改める。

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第 条 福岡県教育庁組織規則 (平成十年福岡県教育委員会規則第三号)

の一部を次の

ように改正する。

則

第十五条第七号中 「児童手当」 の下に「及び子ども手当」を加える

号

この規則は、 公布の日から施行する。